

調達管理番号：19a01259

国名：リベリア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：小規模農家コメ生産向上プロジェクト詳細計画策定調査（稲作技術）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：稲作技術
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年4月中旬から2020年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 1.07M/M、合計 1.62M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間/ 現地業務期間/ 国内整理期間  
3日 / 32日 / 8日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年4月7日（火）までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	稲作技術協力に係る各種業務
対象国／類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱病。黄熱病予防接種は当国の入国条件になっていますので、事前に接種をしてイエローカードを持参して入国してください。

## 6. 業務の背景

リベリアにおける農業セクターは、肥沃な土壌と年間を通じた豊富な雨量の恩恵を受け、GDPの4分の1以上及び人口の約7割の就業人口を有する主要産業であるほか（リベリア農業省、2017年）、輸出収入の主要部分を占めている。一方で、1989年より約14年続いた内戦及び2014年の西アフリカエボラウイルス病の流行によって、農業セクターの開発は停滞している。

コメはリベリアにおける主食であり、リベリアは一人当たりの年間コメ消費量が120kgと世界最大規模となっている。一方で、国内のコメ生産性が低く（1.3トン/ha）（リベリア農業省、2017年）、コメ栽培適地の約2/3が未活用といった状況であり（The Liberian Investment Commission、2018）、コメ消費の6割を輸入に頼っている（リベリア共和国、2018）。生産量・生産性の低さの原因としては、小規模農家が天水依存の稲作を行っていること、質の高い農業資材・農業インフラや普及サービスへのアクセスが限定的であること、機械化が遅れていること等が挙げられる。

現政権の中期開発計画（Pro-Poor Agenda for Prosperity and Development (PAPD)）（2018～2023年）では、農業を通じた経済成長を重点分野の一つとして掲げており、食料安全保障の観点のみならず、また雇用促進の点からも、コメ生産の振興は戦略的に重要な活動と位置付けられている。

小規模農家のコメ生産技術の改善はこうした課題への対応のために不可欠であり、農業普及サービスの改善・強化が求められている。こうした状況に鑑み、リベリア政府は、改良コメ生産技術の導入や農業普及員やサービスプロバイダーの能力強化を目指すべく、「小規模農家コメ生産向上プロジェクト」（以下、本プロジェクトという）を我が国に対し要請した。

JICAはこれを受けて、詳細計画策定調査を実施することとしており、同調査では、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書署名・交換を行うとともに、事前評価を実施する予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ調査の重複がないよう担当分野に関わる協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本コンサルタントは評価分析団員による作業のとりまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2020年4月中旬）
  - ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
  - ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
  - ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討・提案する。
  - ④ リベリア側関係機関（C/P機関、他ドナー、農家等）に対する事前質問票（案）（英文）と収集すべき資料リスト（案）（英文）、現地協議用資料（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。現地調査前にJICAに提出すること。
  - ⑤ 調査団内の事前・現地打合せに出席する。
- (2) 第一次現地業務期間（2020年4月中旬～5月上旬）
  - ① JICAリベリアフィールドオフィス及びリベリア側関係機関との打合せを行う。また、第一次現地業務における調査方針及び方法を説明し、協議する。
  - ② 事前配布した質問票を回収のうえ、収集した情報を取りまとめる。
  - ③ 本プロジェクトのプロジェクトサイト候補であるボン州等において、稲作農家の現地視察及び稲作関連機関との協議を実施し、コメの生産性や質、生産量の向上に向けた課題及び対応アクション候補について取り纏める。また、先方政府や他のステークホルダーの農家への稲作技術指導等に係る実施体制及び実施能力についても現地視察を通じて情報収集の上で、取り纏めを行う。
  - ④ 第一次現地業務結果をJICAリベリアフィールドオフィスに報告する。
- (3) 第一次国内整理期間（2020年5月上旬）
  - ① 第一次現地業務結果をJICA農村開発部に報告する。
  - ② 評価分析団員に第一次調査結果及び収集した情報・資料を共有する。
  - ③ 第二次現地業務で追加収集すべき稲作技術に係る調査内容・計画を取り纏める。
  - ④ 第二次現地業務に向けた担当分野の対処方針（案）を検討・提案する。
  - ⑤ PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案に関し担当分野について確認、助言する。
  - ⑥ 調査団内の事前・現地打合せ、対処方針会議等に出席する。
- (4) 第二次現地業務期間（2020年5月中旬～6月上旬）
  - ① JICAリベリアフィールドオフィスとの事前打ち合わせを行う。
  - ② 相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。なお、調査項目はJICA側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等ジェンダー配慮すること。
  - ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。

- ④ 調査・協議結果に基づき、本プロジェクトの全体構想（本プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談のうえ、他分野の団員とともに検討する。
  - ⑤ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM・PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。
  - ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑦ 担当分野の観点から 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
  - ⑧ JICA リベリアフィールドオフィス等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。
- (5) 帰国後整理期間（2020年6月上旬～6月中旬）
- ① 帰国報告会や国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ② 他分野の団員が実施する、事業事前評価表（案）（和文）やリスク管理チェックシート作成、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の取り纏め作業に担当分野の観点から協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2020年7月3日までに電子データをもって提出すること。

### (1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）（含む、事業事前評価表案）を添付し、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄アディスアベバ・アクラ、ドバイ・アクラ、アムステルダム・ブリュッセル、またはパリ・ブリュッセル⇄モンロビアを標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は以下を予定しています。

- ・ 第一次現地業務：2020年4月18日～5月2日
- ・ 第二次現地業務：2020年5月20日～6月5日

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
  - イ) 協力企画 (JICA)
  - ウ) 稲作技術 (本コンサルタント)
  - エ) 評価分析 (別コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容
- JICAリベリアフィールドオフィスによる便宜供与事項は以下を予定しています。
- ア) 空港送迎：あり
  - イ) 宿舎手配：あり
  - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
  - エ) 通訳備上：なし
  - オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
  - カ) 執務スペースの提供：JICAリベリアフィールドオフィスでの作業は可能です。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8430) にて配布します。
  - ・要請書
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAリベリアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中

における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やリベリア政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上